

会 報

理 事 会 報 告

(平成25年度第2回)

日 時 平成25年9月30日
 場 所 フクラシア東京ステーション
 出 欠 出席：山岸理事長，鈴木(公)・斎藤・門田常務理事，大崎，鎌田，藤兼，武内，尾形，加藤，佐々木，巽，橋本，藤田(明)，馬島，吉山，石崎，鈴木(栄)，須田，新実，長谷川(好)，一山，磯部，重藤，西井，森高，藤田(次)，迎理事 計理事35名中28名。森下会長，永井・林監事，中西・御手洗委員長。
 欠席により委任状：阿彦，小川，田中，鈴木(克)，網谷，河野理事 計6名。
 欠席：露口理事 1名。

報告事項

- I. 事業報告
- II. 委員会報告
- III. 支部活動状況報告
- IV. 第88回総会収支決算
- V. 第89回総会準備状況
- VI. その他

議 案

- 第1号議案 委員の推薦について
- 第2号議案 ロゴマークについて
- 第3号議案 その他

鈴木常務理事より会の成立が述べられ，山岸理事長の司会により開始。

(理事長) 一般社団法人法により議事録の作成が必要ですが，定款第36条により「理事会に出席した理事長及び監事が署名又は記名押印しなければならない」と規定されておりますので，監事の永井英明先生，林清二先生を議事録署名人にお願いします。

報告事項

I. 事業報告 (鈴木常務理事)

会員数は3,469名，3月総会時と同じである。会費未納のため69名を除籍した。会誌は第88巻1月号から9月号までの原著数23篇。発行部数は月3,400部。

II. 委員会報告

1. 編集委員会 (斎藤委員長)

平成25年1月号～9月号の間に原著数23篇。認定制度の開始後，投稿数は増え，学会誌は順調に発行している。代議員選挙後，査読アンケートを実施したので，データをまとめて今後生かしたい。

今後の課題：①COI報告書の改訂について：平成25年1月以降，投稿者には報告書を提出してもらい，学会誌に掲載している。COI報告書について今後はわかりやすく改訂する。②引用文献の表記について：曖昧な点を改善する。③総会シンポジウムの記録集について：今後も継続するか検討する。

2. 学会賞選考委員会 (森下第89回総会会長)

現在，今村賞の推薦受付中である。来年1月，委員会を開催する。

3. 治療委員会 (重藤委員長)

新薬「デラマニドの使用について」を策定したのでご意見をいただきたい。基本方針として，使用制限をする。学会に一度諮問し，適宜判断する。施設，症例ごとの審査は治療委員4名が行う。症例は学会としてファイリングする。今後修正したものを提示する。

(理事長) 理事の皆さまにご意見を伺いたい。

4. 社会保険委員会 (永井委員長)

平成26年度診療報酬改定に向け，次の8項目(医療技術評価)を要望書として提出した。①高齢者，認知症，廃用患者等結核管理加算。結核に関する地域連携診療計画管理料，退院時指導料(I)(II)，②結核病棟におけるNST加算，③結核感染管理加算，④結核急性期合併症加算，⑤外来DOTS管理指導料の加算1，⑥外来DOTS管理指導料の加算2，⑦抗抗酸菌抗体(抗GPL core IgA抗体)

平成25年8月5日，平成26年の診療報酬改定(医療技術評価分野)に向けて，厚生労働省のヒアリングを受けた。出席者：永井英明委員長，林清二副委員長，中島由槻前委員長。

5. 教育・用語委員会 (長谷川好規委員長)

「新しい結核用語事典」の在庫が無くなったので，学会ホームページに全頁を掲載，一般公開化した。絶版により，著作権は南江堂から学会に戻された旨の文書を受け取った。

今後の課題：2008年に発行してから5年が経過して

いるので、結核用語事典の改訂に取り組む。

6. 予防委員会（加藤委員長）

①「潜在性結核感染症治療の指針」の英文を修正している。②ガイドラインへのエビデンス添付について。③クオンティフェロンガイドライン IGRA を含め改訂を検討する。

7. 非結核性抗酸菌症対策委員会（鈴木克洋委員長欠席のため代読）

① MAC 菌株のフルオロキノロン感受性に関する臨床研究を、非結核性抗酸菌症対策委員の施設で実施中。菌株を京都大学に移送する方法も確立している。理事長、理事の皆様のおかげで実施可能となった点、感謝申し上げます。今年を含めて3年間の予定。②理事長からの依頼で、「肺非結核性抗酸菌症診療マニュアル」（仮称）を結核病学会編集、主に本対策委員会メンバー執筆で、来年医学書院から発行予定である。③「フルオロキノロンの著効した肺 MAC 症例の集積」も開始予定である。

（前理事会において、「結核・非結核性抗酸菌症診療 Q&A」（仮題）と「結核菌検査指針 2007」に代わる書籍は南江堂から出版、「肺非結核性抗酸菌症診療マニュアル」（仮題）は、医学書院から出版することが決められた。）

8. 抗酸菌検査法検討委員会（御手洗委員長）

「結核菌検査指針 2007」をリニューアルし、ガイドラインとして第91回総会時に発行予定。（榎南江堂より出版する。前理事会において決定した。）

今後の課題：プロット構成。非結核性抗酸菌症ガイドラインとの調整。

9. 将来計画委員会（門田委員長・森下前委員長）

（1）定款の変更：3月の理事会で、賛助会員の権利と各種委員会委員長の理事会出席の規定を定款に追加することが承認されたので、定款第2章第5条の(7)、第5章第30条を変更する（10月号後付頁参照）。

（2）抗酸菌症エキスパート制度：3月の理事会で、エキスパート制度の発足と基本骨格は承認されたが、それに伴ってエキスパート制度規則や定款等の細部を変更する。

a) 定款へのエキスパート会員の追加

エキスパート制度規則はエキスパート委員会（後述）にお任せするが、エキスパート会員の規定を定款へ書き加えることが必要になる。これは3月に提出し異論は出なかったが、以下に定款の変更（案）を示す。

第2章第5条「当法人の会員は8種とする」に変更。第5条の(2)にエキスパート会員の規定を追加し、旧規定の「(2)学生会員」以下を順次繰り下げる。

b) 会費規程への追加

3月の理事会・代議員会で、エキスパート会員へは雑

誌を配布しないので、会費を安くするほうが非医師には入会しやすくよいだろうとの考えから2000円程度を提案した。これでよければ、「エキスパート会員は2,000円とする」を追加したい。

c) 各種委員会規程の変更（本誌852～853頁参照）

①保健・看護委員会の名称を「エキスパート委員会」に変更する。これに伴い、保健・看護委員会規程を「エキスパート委員会規程」と改称する。

②認定制度委員会規程にエキスパート制度に関する規定を追加する。

③認定審議委員会の名称を変更すること（下記の⑤）に関連して認定制度委員会細則第7条の中の名称も変更する。

④認定制度委員会細則にエキスパート制度に関する業務の規定として、第10条から第13条までを追加する。

⑤抗酸菌症エキスパート制度に関する業務を追加するため、結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度審議委員会の名称を「認定制度審議委員会」に改称する。それに伴い、規則の名称を「認定制度審議委員会規程」とし、第1条と第2条を変更する。

（3）代議員および役員選挙施行細則の変更：これまでは支部の理事が支部を異動した時の規定がなかった。理事の抜けた支部は欠員となり、不都合が生じるおそれがあるので、代議員と同じく、欠員を生じた支部に理事を補充すべきである。従って、選挙細則の第25条に「理事に欠員を生じたときは」に続けて、「あるいは支部を移動したときは」の文言を追加する。

（4）ロゴマークについて：代議員会で本会の略称を「JSTB」とすることをご承認いただいた。また「結核」の文字を入れることが重要であるとの意見から、3月に提示した案のうち、日本語表記の入ったものに常務理事会で決定した。

10. 保険・看護委員会（石崎委員長）

代議員会で抗酸菌症エキスパート制度の基本骨格が承認されたので、抗酸菌症エキスパート制度規則を微調整をした。第5条：経過措置期間を平成26年5月11日から平成28年9月30日の2年間とする。会員歴は、申請年の9月時点とする。第16条：施行は、平成25年10月31日とする。

11. 認定制度委員会（藤田委員長）

①認定制度指定プログラム申請について：認定制度指定プログラムの審査を希望される場合は、主催者が開催日の40日前までに、認定制度審議会に、申請書とプログラムを郵送してください。必ず、本学会指導医が関与してください。申請書の様式は学会事務局にご請求ください。

②第54回日本呼吸器学会学術講演会時の共同企画（結

核講習会)について:平成26年4月25・26日,会場:大阪国際会議場,会長:河野修興(広島大学大学院歯薬学保健学研究院)。テーマ「レベルアップ!結核治療」。座長:日本結核病学会認定制度委員長 藤田 明,日本呼吸器学会結核学術部より(予定)。演題(仮題)1. 抗結核薬のPK/PD。2. 標準治療を変更するタイミングと注意点。3. 新しい潜在性結核感染症の治療指針とその実際。4. 内科医に知っておいてほしい抗酸菌症の外科治療。

12. ホームページ委員会(小川委員長欠席のため代読)

①「結核・非結核性抗酸菌症診療Q&A」(仮題):学会ホームページからの質問と回答をまとめ,現在執筆依頼をしている。来年5月,南江堂から出版予定。②ホームページ全頁の見直しを行い,業者委託した。③会員専用サイトのログインパスワードについて:業者より,共通パスワードを提案されたのでご検討いただきたい。

13. 倫理委員会(中西委員長)

①「利益相反に関する指針・細則・開示方法」を,学会ホームページのトップページへ表示した。COI報告書も提示している。②利益相反は3つの柱がある。代議員報告書による役員の適性判断,学会発表,学会誌上。③地方会は,日本呼吸器学会と合同開催が多い。今後,COI報告を何らかの形で行っていただきたい。周知依頼をしていく。

14. プログラム委員会

第89回総会プログラム委員会(森下会長)

平成25年4月30日 於 東京国際フォーラム
(本誌前付頁参照)

Ⅲ. 支部活動状況報告

北海道支部(大崎支部長)

第60回結核談話会:平成25年11月16日 札幌市保健所との共催。

第64回:平成26年2月22日 山本宏司会長(NHO北海道医療センター)。日本呼吸器学会・日本サルコイドーシス/肉芽腫性疾患学会と合同開催。

東北支部(武内支部長)

第127回:平成25年8月31日 宮川隆美会長(青森県八戸保健所/東地方保健所)。初期研修医セッションを実施。日本呼吸器学会との合同開催。

関東支部(山岸支部長)

第163回:平成25年2月23日 二木芳人会長(昭和大学医学部)。第164回:平成25年9月21日 藤本圭作会長(信州大学医学部)。初期研修医セミナー実施。第165回:平成26年2月21日 永井英明会長(NHO東京病院)。第166回:平成26年9月 杉田裕会長(埼玉県立循環器呼吸器病センター)。

北陸支部(石崎支部長)

第82回:平成25年6月1・2日 土田正則会長(新潟大学大学院歯学総合研究科)。第83回:平成25年11月9・10日 柴田和彦会長(厚生連高岡病院)。日本呼吸器学会,日本呼吸器内視鏡学会,日本サルコイドーシス学会と合同で開催。

東海支部(長谷川支部長)

第121回:平成25年6月22・23日 堀口高彦会長(藤田保健衛生大学)。第122回:平成25年11月16・17日 須田隆文会長(浜松医科大学)。第123回:平成26年6月21・22日 新実彰男会長(名古屋市立大学)。日本呼吸器学会と合同開催。

近畿支部(一山支部長)

夏の支部学会は結核病学会,冬は呼吸器学会が主催し,年2回開催している。第111回:平成25年7月13日 岡田全司会長(NHO近畿中央胸部疾患センター)。第112回:平成25年12月7日 林清二会長(NHO近畿中央胸部疾患センター)。第113回:平成26年6月28日 中原保治会長(NHO姫路医療センター)。第114回:平成26年冬季 三笠桂一会長(奈良県立医科大学)。

中国四国支部(磯部支部長)

年1回支部研究会,年1回支部学会を開催している。第7回中国四国支部研究会:平成25年10月19日 世話人:磯部支部長。結核性抗酸菌症をテーマとしている。

第64回:平成26年2月15日 沖本二郎会長(川崎医科大学)。呼吸器内視鏡学会と合同開催。

九州支部(河野支部長欠席のため中西前支部長)

第71回:平成25年10月11・12日 岩永知秋会長(NHO福岡病院)。第72回:平成26年6月28日 永田忍彦会長(福岡大学筑紫病院)。第73回:平成26年10月10・11日 井上博雅会長(鹿児島大学歯学総合研究科)。第74回:平成27年3月4日 川崎雅之(NHO大牟田病院)。第75回:平成27年10月2・3日 林真一郎会長(佐賀大学医学部付属病院)。サルコイドーシス学会も参加し,日本呼吸器学会と3学会合同で開催。

Ⅳ. 第88回日本結核病学会総会収支決算報告(山岸前会長)

総会参加者は1000名を超えた。盛会裡に開催でき御礼を申し上げたい。約440万円本部に返金申しあげた。(承認された。)

Ⅴ. 第89回日本結核病学会総会準備状況(森下会長)

(本誌前付頁参照)市民公開講座を企画予定。

Ⅵ. その他

①保健文化賞受賞:学会から2名推薦し2名受賞。坂谷光則功労会員,渡辺彰功労会員。②予防会結核研究奨励賞:医師以外が選考対象。昨年,日比谷健司氏(松本歯科大学)が受賞。③日本医学会臨床部会:日本医学会が来年4月法人化予定。各学会の分担金。本会として年

40万円を負担する。④生物学的薬剤製剤の出版、本会として渡辺彰前理事長が執筆。日本呼吸器学会が中心となり、日本リウマチ学会、日本感染症学会と本会で出版予定。全会員にどのような形で配布するか検討している。

議 案

第1号議案 委員の推薦について（鈴木常務理事）

理事：松本智成（網谷良一理事が近畿支部から中国四国支部へ異動のため補充）

将来計画委員：泉川公一（長崎大学医学部附属病院）

社会保険委員：山口哲生（JR東京総合病院）、尾形英雄（結核予防会複十字病院）

教育・用語委員：賀来満夫（東北大学大学院）、田坂定智（慶応義塾大学病院）、小倉高志（神奈川県立呼吸器・循環器病センター）、中川 拓（NHO東名古屋病院）、井端英憲（NHO三重中央医療センター）、今泉和良（藤田保健衛生大学）、飯沼由嗣（金沢医科大学）、田中栄作（天理よろづ相談所病院）、磯部 威（島根大学医学部）、谷本 安（岡山大学病院）、掛屋 弘（大阪市立大学大学院）

ホームページ委員：近藤康博（公立陶生病院）、林悠太（NHO東名古屋病院）、蛇澤 晶（NHO東京病院）

保健・看護委員：福永聖子（NHO南京都病院）

非結核性抗酸菌症対策委員：倉島篤行（結核予防会複十字病院）、小川賢二（NHO東名古屋病院）

抗酸菌検査法検討委員：樋口武史（京都大学医学部附属病院）（副委員長）、網島 優（NHO北海道医療センター）、青野昭男（結核予防会結核研究所）、大楠清文（岐阜大学大学院）、岩本朋忠（神戸市環境保健研究所）、小橋吉博（川崎医科大学）、柳原克紀（長崎大学大学院）

第90回総会プログラム委員：〔支部推薦〕北海道：藤内 智（NHO旭川医療センター）、東北：武内健一（岩

手県立中央病院）、関東：佐々木結花（結核予防会複十字病院）、近畿：伊藤 穰（京都大学医学部附属病院）

〔会長推薦〕山本善裕（富山大学医学部）、門田淳一（大分大学医学部）、御手洗聡（結核予防会結核研究所）、小川賢二（NHO東名古屋病院）、中村茂樹（事務局長、長崎大学医学部）

第2号議案 ロゴマークについて（森下会長）

前理事会の意見を踏まえて、モノクロ、カラー版のロゴマークを決定する。今後は、学会誌、封筒に印刷する。

第3号議案 その他

①総会時の各種団体（研究会）の会場費等の負担について（常務理事会より）：一般社団法人化により、会計報告をきちんとしていく必要がある。法的には、他団体の経費負担は利益供与となり、会員や税務当局へ説明ができない。日本呼吸器学会では、会場貸与の場合は他研究会・団体へ経費を請求している。今後の費用負担の在り方について、各種団体はご検討いただきたい。財務基盤の弱い研究会が多いが、総会が他研究会の経費負担をするのは本来の姿ではでないし、経済的にも難しい。各研究会を学会本部に取り込んで研究部会とすれば、学会本部が経費を負担できるので、経済基盤の弱い研究会はこの方向で考えていただくこともできる。今後も独立を希望するのであれば、経費負担も独立していくべきである。直ちに解決できない問題でもあり、来年までに解決していただきたい。

②（理事長）前回、ご意見のありました第86回、第87回、および第88回総会会長へ総会開催の感謝状を贈る。また、ロゴマーク案にご応募いただいた先生に感謝状を贈る。

第89回総会の森下会長より挨拶。以上で理事会は終了。

日本結核病学会各種委員会規程

- 第1条** 定款第10章にもとづき、以下の委員会を設置する。
編集委員会、学会賞選考委員会、プログラム委員会、治療委員会、社会保険委員会、教育・用語委員会、予防委員会、非結核性抗酸菌症対策委員会、抗酸菌検査法検討委員会、将来計画委員会、保健・看護委員会、国際交流委員会、認定制度委員会、ホームページ委員会。
2. その他、理事会で理事以外の会員の参与を必要とすると判断された問題の審議のために、必要に応じて委員会を設置することができる。これらの委員会の委員長は原則として理事のなかから選び理事長が委嘱する。
- 第2条** 各委員会の運営（委員の定数を含む）は、以下に定める個別の「委員会規程」による。本規程は理事会で作成し、代議員会の承認を得るものとする。
- 第3条** 各種委員会は審議内容または決定事項を理事会に報告または答申しなければならない。
- 第4条** 各種委員会がその審議の結果を本会以外へ見解等として発表するには、原則として理事会の承認を得、代議員会に報告しなければならない。とくに重要な問題については代議員会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

編集委員会規程

- 第1条** 本会に定款第10章にもとづき、会誌「結核」の編集のために編集委員会（以下委員会）を常置し、委員長には常務理事（編集担当）があたる。
- 第2条** 委員会は会誌の編集に関する業務を行う。
- 第3条** 委員会は20名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。
2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 第8条** 委員長は数名の委員をもって小委員会を構成し、編集実務に当たらせることができる。
- 第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

学会賞選考委員会規程

- 第1条** 本会に定款第2条第7項および第10章にもとづき、学会賞の選考のために学会賞選考委員会（以下委員会）をおく。学会賞は、今村賞ならびに研究奨励賞とする。
2. 今村賞は本会会員の結核に関する研究を奨励する目的で、研究奨励賞は本会会員の若手研究者の研究を奨励する目的で、いずれも財団法人結核予防会大阪府支部今村記念事業基金より本会に寄贈される金員をもって充てられる学会賞である。
- 委員は規定に従って今村賞および研究奨励賞受賞者候補として推薦を受けることができる。
- 今村賞および研究奨励賞受賞者は学会賞選考委員会によって選考され代議員会の承認をうけるものとする。
- 第2条** 委員会は今村賞および研究奨励賞の選考に関する業務を行う。選考の基準等は別に定める学会賞に関する申し合わせによる。
- 第3条** 委員会は会長、理事長を含む10名をもって構成し、委員は理事会の推薦により理事長が委嘱し、委員長には会長が当たる。委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名と副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。
2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 第8条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

プログラム委員会規程

- 第1条** 本会に定款第10章にもとづき、学術総会のプログラム編成のためにプログラム委員会（以下委員会）を年次毎に編成し、設置する。当該年次の会長が委員長となる。
- 第2条** 委員会は総会プログラムの編成に関する業務を行う。
- 第3条** 委員会は10名以内の委員をもって構成し、うち5名は理事会の推薦により、他は当該会長が選び、理事長が委嘱する。
- 第4条** 委員会に委員長1名と副委員長1名をおく。委員長には当該会長が当たる。副委員長は委員の互選による。
2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第8条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

1. この規程は平成23年6月2日より施行する。
2. この規程施行の際、現に委員である者は、当該総会が終了するまで、その業務を行うものとする。

プログラム委員会細則

1. プログラム委員会は特別講演、シンポジウムの演題及び演者の選考、並びに一般演題の採否の審査、発表形式の決定等に関して会長を補佐するものとする。
2. プログラム委員会は生涯教育セミナー、ICD講習会について認定制度委員会との協議・調整に関して会長を補佐するものとする。
3. プログラム委員会は当該会長が主宰するものとする。

附 則

この細則は平成23年6月2日より施行する。

治療委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、治療委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、結核の治療についての諸事項の審議、諸案の作成に関する業務を行う。

第3条 委員会は10名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

社会保険委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、社会保険委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、本会に関連する社会保険関係諸事項につき審議する。

第3条 委員会は10名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

教育・用語委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、教育・用語委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、結核病学の教育および結核病学に関連する医学用語に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。

第3条 委員会は10名以内の委員をもって構成する。委員は委員長が推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名と副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

予防委員会規程

- 第1条** 本会に定款第10章にもとづき、予防委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、結核予防に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。
- 第3条** 委員会は10名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
- 第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

非結核性抗酸菌症対策委員会規程

- 第1条** 本会に定款第10章にもとづき、非結核性抗酸菌症対策委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、非結核性抗酸菌症についての諸事項の審議、諸案の作成に関する業務を行う。
- 第3条** 委員会は10名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
- 第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

抗酸菌検査法検討委員会規程

- 第1条** 本会に定款第10章にもとづき、抗酸菌検査法検討委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、抗酸菌検査法に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。
- 第3条** 委員会は10名以内の委員をもって構成する。委員は委員長が推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
- 第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

将来計画委員会規程

- 第1条** 本会に定款第10章にもとづき、将来計画委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、本学会の将来計画に関する諸事項を審議する。
- 第3条** 委員会は10名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
- 第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

る。

附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

エキスパート委員会規程

- 第1条** 本会に定款第10章にもとづき、エキスパート委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、結核医療の保健・看護、および抗酸菌症エキスパート制度に関する諸事項の審議、諸案を作成する。
- 第3条** 委員会は10名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
- 第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成25年11月10日より施行する。

国際交流委員会規程

- 第1条** 本会に定款第10章にもとづき、国際交流委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、国際交流に関する諸事項の審議、諸案を作成する。
- 第3条** 委員会は10名以内の委員をもって構成する。委員は委員長が推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキ

ンググループの委員は理事長が委嘱する。

- 第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

認定制度委員会規程

- 第1条** 本会に定款第10章にもとづき、認定制度委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、日本結核病学会としてのICD制度、結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度、および抗酸菌症エキスパート制度に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。
- 第3条** 委員会は10名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。
- 第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成25年10月1日より施行する。

認定制度委員会細則

(ICD制度協議会に関する業務)

- 第1条** 委員長もしくは副委員長は、ICD制度協議会に出席する。議事について必要な時は理事長、常務理事会、あるいは理事会に報告し、協議する。
- 第2条** 日本結核病学会総会時に開催するICD講習会のテーマ、プログラム（開催日時、演題および演者等）を総会会長に提案し、調整の上、承認を得て、決定する。決定したテーマ、プログラムは締めきり期日までにICD制度協議会に対してICD講習会として申請する。
- 第3条** その他、ICD制度協議会に関する業務を行う。
- #### (結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度に関する業務)
- 第4条** 日本結核病学会総会での生涯教育セミナーのプログラムを総会会長と協議して決定する。
- 第5条** 地域における生涯教育セミナーのプログラムについて、当該地域と協議する。
- 第6条** 日本呼吸器学会学術集会時に開催される合同企画（生涯教育セミナー「結核講習会」）のテーマとプログラム（演

題および演者等)を決定する。座長は、本委員会から選出した座長と、日本呼吸器学会感染症・結核部会から選出した座長の2名で行い、「座長の言葉」は、結核病学会選出の座長が作成する。決定したテーマとプログラムを本学会常務理事会に報告し、承認を得て、日本呼吸器学会事務局へ連絡する。

第7条 認定制度審議委員会(以下審議会)を補佐する。

第8条 審議会の指示により、教育・用語委員会と協同して教育プログラム、および教材の作成、管理を行う。

第9条 その他の結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度に関する業務を行う。

(抗酸菌症エキスパート制度に関する業務)

第10条 エキスパート委員会と協同して、次の業務を行う。

1. 日本結核病学会総会での生涯教育セミナーのプログラムを総会会長と協議して決定する。
2. 他団体主催の講習会、国や地方自治体による講習会等のプログラムについて、主催者と協議する。
3. 地域における生涯教育セミナーのプログラムについて、当該地域と協議する。

第11条 エキスパート委員会と協同して認定制度審議委員会(以下審議会)を補佐する。

第12条 審議会の指示により、エキスパート委員会および教育・用語委員会と協同して教育プログラム、および教材の作成、管理を行う。

第13条 その他の抗酸菌症エキスパート制度に関する業務を行う。

附 則

この細則は平成25年10月1日より施行する。

ホームページ委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、ホームページ委員会(以下委員会)をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、ホームページに関する諸事項を審議し、諸案を作成する。

第3条 委員会は10名以内の委員をもって構成する。委員は委員長が推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

認定制度審議委員会規程

第1条 結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度規則第3条、および抗酸菌症エキスパート規則第4条にもとづき、認定制度審議委員会(以下、審議会)をおく。

第2条 審議会は理事長、常務理事、認定制度委員長、エキスパート委員長、教育・用語委員長をもって構成し、理事長が委嘱する。

第3条 委員会に委員長1名と副委員長1名をおき、委員長には理事長があたり、副委員長には認定制度委員長があたる。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第4条 委員会は委員長が招集する。

第5条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第6条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第7条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成25年10月1日より施行する。

倫理委員会規程

第1条 本会に定款第10章にもとづき、倫理委員会(以下委員会)をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、倫理及び利益相關問題に関する諸事項の審議、諸案の作成に関する業務を行う。

第3条 委員会は10名以内の委員をもって構成する。理事会は委員を推薦する。また、委員長はこの他に若干名の委員を推薦することができる。委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は理事会が選任し、副委員長は委員の互選により、理事長が委嘱する。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長の推薦によるワーキンググループをおくことができる。ワーキンググループの委員は理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成24年5月10日より施行する。

一般社団法人日本結核病学会 抗酸菌症エキスパート制度規則

●第1章 総則

第1条 (目的)

日本結核病学会(以下、本学会)は、結核および非結核性抗酸菌症(以下、抗酸菌症)に対する適切な医療を推進するため、抗酸菌症のチーム医療構成メンバーである看護師・保健師等の専門的知識と技術の向上をめざす。本学会は抗酸菌症の撲滅と患者のQOL・ADL改善に資することを目的として教育研修に努めるべく、日本結核病学会抗酸菌症エキスパート制度を設ける。同時に、有意な人材がそれぞれの職域で活動し、社会貢献・地域貢献に利するよう本学会は継続的に支援する。

第2条 (運営)

前条の目的を達成するために、本学会は抗酸菌症エキスパートを登録し、あるいは認定する。

第3条 本制度の運営は認定制度審議委員会が行う。

●第2章 認定制度審議委員会

第4条 認定制度審議委員会は第1条に掲げる目的を遂行するために必要な事項を所掌し、抗酸菌症エキスパートの登録・認定業務を行う(施行細則1参照)。

●第3章 抗酸菌症エキスパートの応募資格

第5条 次の1から3の条件を満たす場合、応募できるものとする。

1. 看護師、准看護師、保健師、理学療法士、栄養士・管理栄養士、薬剤師、臨床検査技師、その他、認定制度審議委員会が認めた資格を有する者
2. 前項に掲げた資格の職歴が合わせて3年以上を有する者
3. 認定制度審議委員会が指定したセミナー等に参加し、所定単位50点を取得した者(施行細則3参照)

*経過措置

経過措置として、下記のいずれかの条件を満たしている者は応募できるものとする。

経過措置期間：平成26年5月11日から平成28年9月30日の2年間

- 1) 本学会の会員歴が申請年の9月時点で3年(36カ月)以上の者で、申請時に年会費を完納していること
- 2) 本学会の会員歴が申請年の9月時点で2年(24カ月)以上3年(36カ月)未満の者で、申請時に年会費を完納し、かつ、下記の①あるいは②を満たす者
 - ①日本結核病学会誌の筆頭著者
 - ②日本結核病学会学術集会(総会もしくは支部会)での筆頭演者
- 3) 看護師・保健師等の職歴が合わせて3年以上を有し、過去5年間で認定制度審議委員会が指定したセミナー等に参加し、所定単位50点を取得した者(施行細則3参照)

第6条 抗酸菌症エキスパートに、登録抗酸菌症エキスパートと認定抗酸菌症エキスパートを置く。

1. 登録抗酸菌症エキスパートは、第5条のすべての要件を満たした者とする。本学会の会員、非会員を問わない。
2. 認定抗酸菌症エキスパートは、第5条の1を満たす者で、本学会会員歴が5年以上あり、かつ所定単位80点以上を取得した者とする(施行細則3参照)。

●第4章 登録・認定申請の要項

第7条 登録・認定を希望する者は、次の各項に定める書類を認定制度審議委員会に提出する。

1. 申請書
2. 当該職免許証のコピー
3. 申請料(施行細則2参照)の振込受領証のコピー

4. 規定の単位取得証明書（施行細則 3 参照）

第 8 条 登録・認定申請の期限は毎年 9 月末日とし、認定制度審議委員会は毎年 1 回申請書類により審査を行い認定する。

第 9 条 本学会は登録・認定された者に対し登録証あるいは認定証を交付し、学会誌とホームページに名簿を掲載する。

第 10 条 登録・認定期間は資格を認定された年度の 3 月 1 日より 5 年後の 9 月末日までとする。登録・認定更新の審査を経なければ、引き続いて抗酸菌症エキスパートを呼称することはできない。

●第 5 章 抗酸菌症エキスパートの資格の更新

第 11 条 認定制度審議委員会は、登録・認定を受けてから 5 年を経たときに、認定制度審議委員会の定める要件（施行細則 4 参照）を満たした者について、登録・認定更新申請書類の審査を行い、認定制度審議委員会で審査のうえ、資格を更新し、登録証あるいは認定証を交付する。また、学会誌とホームページに更新者名簿を掲載する。更新を希望する者は次の各項に定める書類を認定制度審議委員会に申請期限までに提出する。なお、更新申請の期日は毎年 9 月末日とする。

1. 登録・認定資格更新申請書（該当者には本学会から送付）
2. 単位取得確認書類（施行細則 5 参照）
3. 更新料（施行細則 7 参照）の振込受領証のコピー

●第 6 章 認定制度審議委員会が指定する研修単位

第 12 条 資格登録・認定期間に学会指定の更新単位を取得しなければならない。なお、取得単位内容については別途細則に記載する。

●第 7 章 抗酸菌症エキスパートの資格の喪失

第 13 条 次の事由により、その資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して、資格を辞退したとき
2. 認定抗酸菌症エキスパートにあっては、本学会会員の資格を喪失したとき
3. 申請書類に虚偽が認められたとき
4. 所定の期限までに登録・認定更新を申請しなかったとき
5. 抗酸菌症エキスパートとしてふさわしくない行為のあった者

●第 8 章 本制度の運営

第 14 条 この規則に規定するものの他、本制度の運営についての必要な事項は別に細則に定める。

●第 9 章 規則および細則の施行、改廃

第 15 条 この規則および細則の改廃は認定制度審議委員会の議を経て、本学会理事会で決定する。

第 16 条 この規則は平成 25 年 10 月 31 日から施行する。

抗酸菌症エキスパート制度施行細則

●細則1 認定制度審議委員会の業務

認定および更新のための審査以外に、抗酸菌症エキスパートの教育に必要な年間教育プログラム計画の作成を行う。系統的な結核・抗酸菌症に関する生涯教育セミナーを開催し、さらに学術集会のなかから生涯教育プログラムに合致した内容のものをセミナーに指定する。

●細則2 申請料および認定料

申請者は申請時に申請料(5,000円)を、指定の郵便または銀行口座に振込みのうえ、振込受領証のコピーを申請書に貼付する。振込手数料は申請者負担。

●細則3 登録・認定の要件

認定制度審議委員会が指定した生涯教育セミナー等に参加し、所定単位を取得した者(登録抗酸菌症エキスパートは50点、認定抗酸菌症エキスパートは80点)。

◇認定講習会

講習会名	主催者	研修単位数
生涯教育セミナー(必須)	日本結核病学会	30
日本呼吸器学会, 日本呼吸ケア・リハビリテーション学会との連携講演	日本結核病学会(共催)	20/半日
保健師・看護師等基礎実践コース	結核予防会	50/4日
認定制度審議委員会が認めた講習会・セミナー等	日本結核病学会支部会開催のセミナー, 県, 市あるいは複数の医療機関が主催する抗酸菌に関するセミナー等	5/半日
	その他の講習会・セミナー	単位数は審議委員会で決定する

◇学術集会

学 会	名 称	研修単位数
日本結核病学会総会	学術集会	出席20, 筆頭演者15
日本結核病学会支部会総会学術集会	地方会	出席5, 筆頭演者5
認定制度審議委員会が認めた学会等	日本呼吸ケア・リハビリテーション学会, 日本環境感染学会, 日本感染症学会, 日本化学療法学会, 日本呼吸器学会, 日本臨床微生物学会, 日本公衆衛生学会等	出席5, 筆頭演者5

◇学術論文

学 会	名 称	研修単位数
日本結核病学会誌	学会「結核」誌	筆頭著者20, 共同著者10
認定制度審議委員会が認めた抗酸菌感染症に関する論文が掲載された学会誌等	学会誌	筆頭著者20, 共同著者10

(注) 認定制度審議委員会が指定する講習会・セミナーの認定

新規に認定制度審議委員会の指定講習会・セミナーの審査を希望する場合には、主催代表者が開催日の40日前までに、本学会認定制度審議委員会宛に指定講習会・セミナー申請書・プログラムの内容等の必要書類を郵送する。審議委員会で認定の可否および単位数について審議し、その結果を代表者宛に郵送する。単位確認書類の様式見本は別に定める。

●細則4 登録・認定更新の要件

- (1) 登録抗酸菌症エキスパートは、登録を受けてから5年後、以下の条件を満たしている場合に資格更新を申請することができる。
- 1) 登録を受けてから5年間、結核および非結核性抗酸菌症に対する適切な医療に貢献するとともに、抗酸菌症エキスパート制度施行細則3に定める講習会等に参加し、所定単位50点を取得した者。
 - 2) 認定期間中に海外留学した場合は、留学期間相当分の認定期間の延長を申請することができる。
- (2) 認定抗酸菌症エキスパートは、認定を受けてから5年後、以下の条件を満たしている場合に資格更新を申請することができる。
- 1) 認定された後も引き続き本学会の会員であること。
 - 2) 認定を受けてから5年間、結核および非結核性抗酸菌症に対する適切な医療に貢献するとともに、抗酸菌症認定エキスパート制度施行細則3に定める講習会等に参加し、所定単位50点を取得した者。
 - 3) 認定期間中に海外留学した場合は、留学期間相当分の認定期間の延長を申請することができる。

●細則5 単位取得確認書類

日本結核病学会生涯教育セミナーに参加したことを証明する書類として、参加証のコピーを所定用紙に貼付する。認定制度審議委員会が指定する結核・抗酸菌症に関連したプログラムに参加したことを証明する書類として、参加証のコピーを所定用紙に貼付する。結核予防会保健師・看護師等基礎実践コース受講修了書等のコピーを所定用紙に貼付する。また、本学会が主催する総会、支部学会等への参加証のコピーを所定用紙に貼付する。認定期間中に海外留学した場合は、留学期間相当分の認定期間延長証明書を添付する。

書類提出先：

〒113-0033 東京都文京区本郷4丁目8番9号 ソフィア本郷

日本結核病学会 抗酸菌症エキスパート認定制度審議委員会 宛

●細則6 名誉会員、功労会員に関して

本学会名誉会員および功労会員において、抗酸菌症エキスパートの応募資格(規則第5条)に関しては、所属施設長に代わって理事長が承認することができる。

●細則7 更新料

更新料(5,000円)を指定の郵便または銀行口座に振込みのうえ、振込受領証のコピーを申請書に貼付する。振込手数料は申請者負担。

日本結核病学会役員および委員名簿

(平成25年11月30日)
五十音順 敬称略)

役 員

理事長 山岸 文雄

会長 森下 宗彦

常務理事 (総務) 鈴木 公典

(編集) 斎藤 武文

(将来計画) 門田 淳一

理事 (33+3名) 任期:平成27年3月29日 *支部長

北海道支部 (2+1)	大崎 能伸*	鎌田 有珠	藤兼 俊明			
東北支部 (2)	阿彦 忠之	武内 健一*				
関東支部 (11)	尾形 英雄	加藤 誠也	斎藤 武文	佐々木結花	鈴木 公典	巽 浩一郎
	橋本 修	藤田 明	馬島 徹	山岸 文雄*	吉山 崇	
北陸支部 (2)	石崎 武志*	鈴木 栄一				
東海支部 (4)	小川 賢二	須田 隆文	新実 彰男	長谷川好規*		
近畿支部 (5-1+1)	一山 智*	鈴木 克洋	田中 栄作	露口 一成	松本 智成	
中国四国支部 (3+1+1)	磯部 威*	網谷 良一	重藤えり子	西井 研治	森高 智典	
九州支部 (4)	門田 淳一	河野 茂*	藤田 次郎	迎 寛		

監事 (2名) 任期:平成27年3月29日

永井 英明 林 清二

代議員 (225名) 任期:平成29年3月29日

北海道支部 (8)

秋山也寸史	網島 優	大崎 能伸	鎌田 有珠	高橋 弘毅	西村 正治	藤内 智
藤兼 俊明						

東北支部 (11)

阿彦 忠之	賀来 満夫	塩谷 隆信	高梨 信吾	武内 健一	武田 博明	新妻 一直
本田 芳宏	本間 光信	三木 誠	棟方 充			

関東支部 (79-1)

青木 弘道	青山 克彦	赤川志のぶ	赤柴 恒人	猪狩 英俊	飯島 弘晃	石井 芳樹
市岡 正彦	稲瀬 直彦	内山 寛子	潤間 励子	遠藤 健夫	石川 博一	大瀬 寛高
大田 健	大塚 真人	尾形 英雄	小川 良子	奥村 昌夫	小倉 高志	小野崎郁史
加藤 誠也	金敷 真紀	川崎 剛	川島 辰男	川名 明彦	川辺 芳子	久保 惠嗣
国友 史雄	黒田 文伸	慶長 直人	斎藤 武文	佐々木結花	篠原 陽子	白石 裕治
須金 紀雄	杉山幸比古	鈴木 公典	高橋 典明	滝口 裕一	巽 浩一郎	田辺 信宏
田村 厚久	陶山 時彦	戸島 洋一	内藤 隆志	永井 英明	二木 芳人	野口 佳子
橋本 健一	橋本 修	長谷川直樹	濱田 雅史	原田 登之	福田 潔	藤田 明
船山 康則	蛇沢 晶	本間 栄	馬島 徹	益田 公彦	増山 英則	御手洗 聡
宮下 義啓	宮本 牧	村田 研吾	森本 耕三	八木 毅典	山岸 文雄	山口 晶子
山口 哲生	山本 司	湯口 恭利	吉信 尚	吉山 崇	渡部 厚一	渡辺 哲
和田 曉彦						

北陸支部 (10-1)

飯沼 由嗣	石崎 武志	泉 三郎	大平 徹郎	桑原 克弘	佐藤 和弘	鈴木 栄一
榎 博久	藤村 政樹					

東海支部 (29+1)

五十里 明	池田 拓也	稲葉 静代	井端 英憲	今泉 和良	小川 賢二	小笠原智彦
奥野 元保	加藤 達雄	近藤 康博	権田 秀雄	齋藤 裕子	白井 敏博	白井 正浩
進藤 丈	鈴木 雅之	須田 隆文	谷口 博之	田口 修	中川 拓	新実 彰男
西尾 昌之	丹羽 宏	長谷 光雄	長谷川好規	早川 啓史	松本 政実	八木 哲也
安田 和雅	吉川 公章					

近畿支部 (37-1+1)

池上 達義	一山 智	伊藤 稜	岡田 全司	木村 弘	佐藤 敦夫	下内 昭
鈴木 克洋	鈴木雄二郎	高倉 俊二	高島毛敏雄	高松 勇	田口 善夫	多田 公英
田中 栄作	玉置 伸二	田村 猛夏	陳 和夫	坪井 知正	露口 一成	徳永 修

富岡 洋海	中野 孝司	永井 崇之	花岡 淳	林 清二	坂東 憲司	平井 豊博
平田 一人	藤山 理世	前倉 亮治	松村 理司	松本 智成	松本 久子	光山 正雄
宮野前 健	望月 吉郎					
中国四国支部 (20+1)						
阿部 聖裕	網谷 良一	磯部 威	大串 文隆	沖本 二郎	河田 典子	小西 龍也
小橋 吉博	佐野 千晶	重藤えり子	清水 英治	千酌 浩樹	須谷 顕尚	國近 尚美
多田 敦彦	谷本 安	西井 研治	西岡 安彦	森高 智典	山本 晃義	矢野 修一
九州支部 (31)						
青木 洋介	安東 優	伊井 敏彦	泉川 公一	井上 博雅	井上 祐一	岩永 知秋
掛屋 弘	門田 淳一	河野 茂	古賀 宏延	杉崎 勝教	須山 尚史	田尾 義昭
高山 浩一	谷口 初美	田代 隆良	永田 忍彦	中西 洋一	橋口 浩二	林 真一郎
福島喜代康	藤田 次郎	藤田 昌樹	古藤 洋	宮崎 英士	迎 寛	山崎 透
柳原 克紀	力丸 徹	渡辺憲太郎				

各種委員会委員

任期：平成27年3月29日 *平成26年5月10日

	編集委員	学会賞選考委員	治療委員	社会保険委員	予防委員	非結核性抗酸菌症対策委員	将来計画委員	エキスパート委員
委員長	斎藤 武文	第89回会長 森下 宗彦 理事長 山岸 文雄	重藤えり子	永井 英明	加藤 誠也	鈴木 克洋	門田 淳一	石崎 武志
北海道 東北 関東	高橋 弘毅 佐藤 研 菊池 功次	鎌田 有珠* 塩谷 隆信 巽 浩一郎 長谷川直樹	藤兼 俊明 新妻 一直 増山 英則 吉山 崇	鎌田 有珠 武田 博明 尾形 英雄 山口 哲生	西村 伸雄 高梨 信吾 猪狩 英俊	藤内 智 菊地 利明 長谷川直樹 馬島 徹	西村 正治 阿彦 忠之 杉山幸比古	秋山也寸史 本田 芳宏 成田 友代 永田 容子
北陸 東海	梅 博久 新実 彰男	飯沼 由嗣* 八木 哲也*	桑原 克弘 八木 哲也	鈴木 栄一 西尾 昌之	泉 三郎 奥野 元保	佐藤 和弘 中川 拓	大平 徹郎 須田 隆文	白井 正浩 長谷 光雄 福永 聖子
近畿	岡田 全司 下内 昭	光山 正雄*	露口 一成	林 清二	徳永 修	伊藤 穰	松本 智成	
中国四国 九州 委員長推薦	阿部 聖裕 岩永 知秋	多田 慎也 渡辺憲太郎	大串 文隆 藤田 次郎	森高 智典 河野 茂 中島 由槻	矢野 修一 田代 隆良	多田 敦彦 藤田 正樹 小川 賢二 倉島 篤行	西井 研治 泉川 公一	沖本 二郎 福島喜代康

	認定制度委員	第89回プログラム委員	第90回プログラム委員	教育・用語委員	抗酸菌検査法検討委員	ホームページ委員	倫理委員	認定制度審議委員
委員長	藤田 明	会長 森下 宗彦*	会長 河野 茂	長谷川好規	御手洗 聡	小川 賢二	中西 洋一*	理事長 山岸 文雄
北海道 東北 関東	大崎 能伸 三木 誠 佐々木結花	— — 斎藤 武文*	藤内 智 武内 健一 佐々木結花	(委員長 推薦委員) 賀来 満夫 田坂 定智 小倉 高志	(委員長 推薦委員) 樋口 武史 網島 優 青野 昭男	(委員長 推薦委員) 近藤 康博 林 悠太 蛇澤 晶	(委員長 推薦委員) 橋本 修* 新実 彰男* 大串 文隆* 山岸 文雄 (理事長) 斎藤 武文 (編集委員長)	藤田 明 (認定制度 委員長) 門田 淳一 斎藤 武文 鈴木 公典 (常務理事) 森下 宗彦 (会長) 長谷川好規 (教育・用語 委員長)
北陸 東海 近畿	藤村 政樹 加藤 達雄 高倉 俊二	西堀 武明* 井端 英憲* 田村 猛夏*	— — 伊藤 穰	中川 拓 井端 英憲 今泉 和良	大楠 清文 岩本 朋忠 小橋 吉博 柳原 克紀			
中国四国 九州 委員長推薦	西岡 安彦 迎 寛	多田納 豊* 健山 正男* 三鴨 廣繁* 前田 浩義* 一山 智* 長谷川直樹* 小林 典子*	— — 山本 善裕 門田 淳一 御手洗 聡 小川 賢二 中村 茂樹	飯沼 由嗣 田中 栄作 谷本 安 掛屋 弘 磯部 威				石崎 武志 (エキスパート 委員長)